

日・中・韓三国の言語における犬文化の考察

—— 犬にまつわることわざを中心に ——

朱 銀 花

一. はじめに

犬は人間が野生動物から家畜として飼育した最初の動物で、その家畜の歴史はかなり古く、凡そ3万年前に遡ると言われている。犬は家畜化の当初から、猛獣などに対する警備や狩猟の補助動物として用いられた役用家畜であり、人類の伴侶として飼育されてきたのである。新石器時代に犬は生活必需品として人々に自身の肉や皮を提供し、また狩猟の供として使われていた。そして農業の出現によって、人類は家畜動物の飼育に安定した食物を提供できるようになり、犬は番犬として使役され、狩猟や祭祀などに多く利用された。

日本における最古の家犬は新石器時代に遡り、その骨は全国の新石器時代に属する縄文、弥生時代のいくつかの遺跡から発見されている⁽¹⁾。中国では家畜のうち最も古いものは犬と豚であるが、今のところ約9000年前の河南省舞陽県賈湖遺跡で出土した犬が、中国における最初の家畜とされている⁽²⁾。さらに韓国でも新石器時代の遺跡から犬の骨が発掘され、家畜として飼育されたという⁽³⁾。そして最初に犬が文献に登場するのは夫余時代に遡るが、『後漢書』東夷列伝夫余国條⁽⁴⁾と『三國志』魏書東夷伝夫余條⁽⁵⁾にそれぞれ「狗加」という官職名の記録があり、馬加、牛加、猪加など家畜化した動物名と一緒に使われていることから、この時代にはすでに犬の飼育が一般化していたと考えられる。

このように、日・中・韓の三国では古く新石器時代から犬の家畜が始まり、食用のほかに狩猟や警備などの役畜として使役されてきた。本稿では、ことわざに現れる犬の役割を中心としつつ、文献資料等を用いてそれぞれの国で犬がどのように使われてきたかを分析することから、三国における犬の文化やその歴史などについて考察することを主旨とする。

二. 本文

1. ことわざ用例の抽出と分類

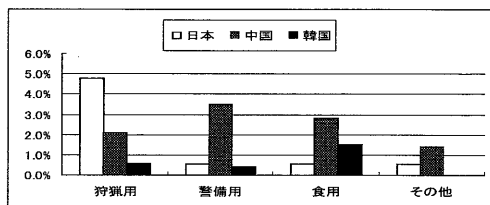
本稿では、日本のことわざは『動植物ことわざ辞典』（高橋秀治 東京堂出版 1997）を、中

国は『中国俗語大辞典』（上海辞書出版社 1989）を、韓国は『動物俗談辞典』（宋在璇 東文選 1997）をよりどころとして、その中から動物を素材としたことわざを抽出し統計と比較をおこなった。その結果、犬の出現頻度はそれぞれ 166 回、143 回、999 回となり、動物名総出現頻度の 6.4%、9.1%、15.2%を占め、各 2 位、3 位、1 位という高い順位を示している。

さらにこれらの犬にまつわることわざを犬に与えられた役割ごとに分類し、抽出してみると、その役割は主に①狩猟用（狩猟に用いる）②警備用（番犬など警備に用いる）③食用（肉を食用に用いる）④その他（上記以外のことに用いる等）に分けられる。なお①～③のほか、遊牧民族にとって犬は牧畜用として大いに使われているが、日本、中国、韓国は皆長い間にわたって農耕文化を基盤とした国であったため、ことわざにも牧畜に関する用例が見当たらなかった。

犬に関することわざを役割別に抽出して分類と整理をしてみると、次の表とグラフの示すようになる。

	日本		中国		韓国	
	総出現頻度	166	総出現頻度	143	総出現頻度	999
狩猟用	8	4.8%	3	2.1%	6	0.6%
警備用	1	0.6%	5	3.5%	4	0.4%
食用	1	0.6%	4	2.8%	15	1.5%
その他	1	0.6%	2	1.4%	0	0.0%



グラフから分かるように、日本においては狩猟関連のことわざが他の役割に関するものより圧倒的に多い。一方、韓国では食用関連が多く、中国の場合は警備、狩猟、食用関連がほぼ同じぐらいの頻度で現れる。ここでは用例の中から一部を取りあげて具体的な考察をしたい。

2. 日・中・韓のことわざに表れる犬の役割

・狩猟用

日 鷹のない犬

犬も朋輩、鷹も朋輩

中 狡兔死，走狗烹⁽⁶⁾

（すばしこいウサギがいなくなったら獵犬は煮られる意で、利用価値が無くなればぞんざいに扱われるとのたとえ）

韓 토끼를 다 잡으면 사냥개를 삶는다

（兎狩が終わったら、獵犬を煮る意で、利用価値が無くなればぞんざいに扱われるとのたとえ）

사냥 끝난 사냥개 신세다

（狩が終わった後の獵犬如しという意で、利用するだけ利用したものは不必要とのたとえ）

犬はかなり古くから狩猟の協力動物として用いられ、これは東西を問わず普遍的な現象であった。そして狩猟の進歩とともに、犬の使い方も変化し、そのうち特に発達したのが鷹狩で、これ

に用いる「鷹犬」が、常に鷹とともに狩猟に使われていた。このことは「鷹のない犬」とか「犬も朋輩、鷹も朋輩」などのことわざからも見て取れる。

中国にも古くから鷹狩があったようで、『史記』に秦（前 221 ～前 206）の始皇帝の宰相李斯が宦官趙高に陥れられて死刑になる前に、その中子に「吾欲與若復牽黃犬俱出上蔡東門逐狡兔、豈可得乎」と言ったと記しており、これに関して『太平御覧』が「牽黃犬、臂蒼鷹」と引いていることから、その頃にはすでに鷹狩が行われていたと考えられる⁽⁷⁾。しかし実際にはそのかなり前から犬は狩猟に使われてきており、殷墟の卜辞からも、商代に「犬逐」の狩猟法があったことが分かる⁽⁸⁾。また『周禮』秋官に「犬人、掌犬牲、凡祭祀、共犬牲」と記し、注疏に「犬有三種、田犬、吠犬、食犬」と解釈していることから、周の時代に専門的に狩猟のために飼育された犬がいたことが明らかである。

五、六世紀頃、敦煌や河西一帯の人々の間で「放鷹走狗」の狩猟が一般的に行われ、当時の鷹狩の具体的な場面が嘉峪関魏晉古墳の磚画に描かれている。専門的に鷹の訓練をする人を「鷹師」と呼んでいたが、隋煬帝大業四年（608）に「徵天下鷹師悉集東京、至者萬餘人」⁽⁹⁾という記録から、その頃鷹狩がかなり広く普及したことが分かる。後の唐の時代になると鷹狩の風習がさらに盛んになり、皇宮の中に鷹坊や狗坊が設けられ、西の地域では専門的に優良な獵鷹を訓練して皇帝に献じたという⁽¹⁰⁾。このように鷹狩は王侯貴族の慣習として長く続けられたが、清代になってからしだいに衰弱してきた。

日本の鷹狩に関する最古の文献記録として、『日本書紀』仁徳天皇四十三年（355）に初めて百済の帰化人から鷹を獵に用いることを教わり、調教し、鷹甘部をおいたと記されている⁽¹¹⁾。しかし奈良時代の殺生禁止の強化とともに、狩猟禁止の勅令がしばしば発布された⁽¹²⁾。のち延暦二年（783）には「放鷹遊獵」が復活し、平安時代の貴族豪族の間で盛んに行われていた。鎌倉時代の武家社会に入るとまもなく鷹狩が禁止され、軍事演習として武士による巻き狩りが盛んになった。それが戦国末期の豊臣時代になると、秀吉によって鷹狩が再び復活し、江戸時代には武家に独占されて武芸の修練として行われた。弘仁九年（818）には日本最古の鷹狩の書物として『新修鷹経』が編纂され、『高忠聞書』には武家の巻き狩りに関する記述が見える⁽¹³⁾。とくに江戸時代の鷹狩りには鷹犬が使われ、人と鷹と犬が三者一体となって行われていて、流派も数多くあったようである。將軍付属の鷹匠部には鷹犬の訓練所なども設けられ、これには秘伝もあったという⁽¹⁴⁾。

このように古墳時代に日本に入ってきた鷹狩は、途中で中断したりしながらも、長い間続けられてきた。そして古代上層社会における鷹狩や巻き狩り等は、ときには政治的祭儀や軍事演習的な意味づけもあったが、一種の遊獵行事として行われることが多かったようである。

韓国では古く中国から鷹狩の風習が民間に伝わり、三国時代にはすでに一般的に行われていたようで、長川一号古墳、安岳一号古墳などの四世紀頃の高句麗の壁画には当時の鷹狩の状況が描かれている。前述の『日本書紀』仁徳天皇四十三年の記録も、その裏付けであるといえよう。高麗時代になると、民間だけでなく宮廷貴族の間でも一種の遊興として鷹狩が盛んに行われた。そ

して忠烈王元年（1275）に各地に鷹坊を置き、そこに鷹坊審検別監と捉鷹別監を派遣して庶民を鷹獲りに動員し、忠烈王9年（1283）にさらに鷹坊都監を設置して管轄を強化し、各州や郡に獵犬の貢納を命じて盛んに鷹狩を行った⁽¹⁵⁾。韓国の歴史において鷹狩の記録が最も多く残っているのは李氏朝鮮時代であって、統計によると、この時代に最も多く鷹狩を行ったのが世宗と太宗で、その回数はそれぞれ149回と82回にも達している⁽¹⁶⁾。このように高麗や朝鮮時代に王侯貴族の間で盛んに鷹狩が行われたが、一方、民間では鷹を献上することの負担が重くなって不満が高まり、鷹坊制度は途中で何回も廃止と再設置を繰り返しながら、李朝時代まで存続した。

韓国では古くから名鷹が産出し、それが中国や日本に輸入された。唐・竇鞏の詩「新羅進白鷹」⁽¹⁷⁾から三国時代にはすでに新羅から中国に鷹を献じたことが分かり、『冊府元龜』にも渤海から何回も唐に鷹を朝貢したこと⁽¹⁸⁾が記されている。とくに高麗と李朝時代には「海東青」という名鷹が名を知られ、しばしば中国に献上された⁽¹⁹⁾。李朝の世宗（1397～1450）の時には品質の良い鷹を中国の明に輸出するために、鷹子採訪別監を地方に派遣するかたわら、民間に鷹の献上を強要し、さらに鷹の絵を書いて各道に送り、種類別に獲り納めるように令⁽²⁰⁾を出したから、民間における負担は相当なものであったと思われる。そして中国からの献上の要求が絶えなかったため、奨励の令⁽²¹⁾を出して、鷹獲りを勧めた。そのころ中国のほか、日本からも鷹の輸入を求められていたという⁽²²⁾。

これまで主に三国における鷹狩について述べてきたが、鷹狩をよく「走狗放鷹」と表現するように、鷹と犬は互いに協力し合う関係である。「犬も朋輩、鷹も朋輩」といってそれぞれ役割が違っていても、実際には同じ仲間であって、鷹狩には両方とも欠かすことができない。つまり鷹狩が盛んに行われたということは、それだけ犬が狩猟に使役されたことが多かったと理解していい。

鷹狩の補助動物である獵犬のほか、鷹餌用に供された犬もあった。『会津家世実記』の慶安4年（1651）三月二十八日条には御鷹餌用に徴収するための犬数の調査記録が記されており、鷹餌用に犬を徴したのは会津藩が特例ではなく、十七世紀前半にはほぼ全国的になされたようである⁽²³⁾。また『高麗史』⁽²⁴⁾によると忠烈王（1274～1308）時に張公と李平が宮中で鷹を飼育し、その餌として民間の鶏と犬を無数に殺したが、直史館の秋適が李平を訪ねたところ、庭の下で物音がするので開けてみたら、足を斬られた犬だったという。

このように犬は家畜化された当初から人々の狩猟の補助として使われ、とくに三国とも長い歴史にわたって鷹狩の風習が続けられていたため、鷹とともに狩猟に活躍されてきた。そして、近代になって鉄砲による狩猟の普及とともに、鷹狩がしだいに衰えるようになり、犬は単独に獵に用いられるようになったのである。

中国では昔から田犬・吠犬・食犬に分けているが、日・中・韓三国において専門に狩猟に使役される獵犬はおそらく王侯貴族等の上層階層や獵師等により飼育されたもので、一般の庶民の間では三者の区別がはっきりしていなかったようである。つまり、「狡兔死、走狗烹（すばしこいウサギがいなくなったら獵犬は煮られる）」「토끼를 다 잡으면 사냥개를 삶는다（兎狩が終わったら、獵犬を煮る）」「사냥 끝난 사냥개 신세다（狩が終わった後の獵犬如し）」のことわざの

ように、獵犬も食用にされていたと考えられる。

・食用

日 羊頭を懸けて狗肉を売る

中 挂羊头, 卖狗肉

(羊頭を懸けて、狗肉を売る意で、表と裏、行動と発言が違うことのたとえ)

狗肉上不得台盤, 稀泥巴糊不上壁

(犬肉は台盤に出すことができず、どろどろの泥は壁に塗りつけることができない意で、素質がなく、意気地がない人のたとえ)

狗肉滾三滾, 神仙站不稳

(犬肉の美味には神仙も耐えられない意で、ご馳走の誘惑は人に道理を捨てさせ、やつてはいけなことをさせるとのたとえ)

韓 오뉴월 개 잡듯한다

(三伏に犬を屠るように、むやみに殴ることのたとえ)

개는 천천히 두드려 잡아야 맛이 난다

(犬はゆっくり打ち殺したほうがおいしい)

개고기는 언제나 제맛이다

(犬はいつも持ち味で季節に関係なく美味しい意で、人の本性は隠せないとのたとえ)

中国では古くから犬が六牲の一つとして犠牲に使われており、犬肉の食用も行われていた。中国における犬の肉食に関して、これは東南アジアの山岳地帯から中国の南部に入った慣習で大飢饉の影響でしだいに広まったと主張する学者⁽²⁵⁾もいるが、これに対して桂小蘭は「中国における犬食の習俗を支えていた原動力は古代宗教、すなわち民間信仰に求められなければならない」⁽²⁶⁾と指摘している。中国では、古代から養老礼や郷飲酒礼、郷射礼などに犬が牲として料理に使用されていたが、犬が陽畜であって補陽保温の養生効果があるという陰陽五行の思想も、犬食に大きな影響を与えた。中国伝統の漢方医学⁽²⁷⁾では犬を獵犬、番犬、食用犬に分け、そのうち食用犬を薬用に用いるが、体力を補うには黄犬が最上のものとされる。

このように古くから行われてきた犬食の習俗は、南北朝時代に入って北方地域が遊牧民族の支配下に置かれてからしだいに衰え始めた。一方、この時代を前後として中国における畜産の構造に大きな変化が起こり、羊が主要な肉畜として絶対的な地位を占めるようになった。中国最古の総合農書である『齊民要術』には犬に関する料理法が「犬腓法」⁽²⁸⁾一つしか記録されていないが、肉料理のうち羊を食材としたものが他より圧倒的に多い。その頃から羊は何世紀にもわたって主要な肉畜として飼われてきたのである⁽²⁹⁾。「挂羊头, 卖狗肉 (羊頭を懸けて、狗肉を売る)」は、まさにこのような食生活の反映であると言える。そして古くは儀礼の牲として士大夫たちに好まれていた犬肉は、南北朝時代を経て唐や宋になると、仏教などの影響⁽³⁰⁾で食べない人が増えたうえに、犬の習性による穢れの意識が強まり、「狗肉」は「台盤」にでることができなくなり、

下層社会或いは一部分の犬肉嗜好者によって食用されてきたのである。

日本における犬の食用に関して、加茂氏は日本の弥生文化期において犬は獵犬や番犬あるいは愛玩犬として親しまれていたようで食用にはされていなかったという。その後、古墳時代後期に中国や韓国から渡来した人たちの間で犬食の慣習が行われ、後の戦国時代に犬肉の食用が盛んになり、その皮が利用されたのはこのような渡来人の間に残っていた風習によるものである、と主張した⁽³¹⁾。しかし近年、歴史考古学から犬食の問題に関する資料が多く提供され、解体した痕跡である刃物の切断痕がある犬の骨がすでに弥生時代よりみられ、食用に供されていたことが明らかになった。さらに中世の草戸千軒遺跡・葛西城址からも解体痕のある犬の骨が出土され、江戸時代では、武家屋敷跡などからの出土が目立ち、明石城武家屋敷跡からは脳髓まで摘出された犬の頭蓋骨が豚や猪などの骨とともに出土して、犬が食用されたことが明白になった⁽³²⁾。また江戸時代の『料理物語』⁽³³⁾には「いぬ すい物、かひやき」という調理法が記されている。

このように、日本人が古くから犬肉を食べなかったわけではない。しかし仏教の殺生禁断令やその教えの浸透につれて食犬習俗を野蛮視する傾向が強まり、生類憐みの政策などの影響もあって、中国や韓国に比べて魚介類への依存性が強く、肉食文化が薄かったことは事実であるといえよう。犬肉の食用も決して普及していたわけではなく、ごく一部分の人のあいだで行われていたにすぎない。中国も同様に、犬に対する穢れの意識が犬肉をあまり食べない要因の一つであると考ええる。

韓国における犬肉の食用の歴史はかなり古く、高句麗安岳3号墳（4世紀頃）の壁画に屠殺された犬が描かれていることから、すでに三国時代に犬の肉食が一般的に行われていたことが分かる。高麗時代には犬肉の食用に関する文献記録が少ないが、おそらくその時代には仏教の隆盛で肉食が禁止されていることが多く、ほかに犬を神聖視して食べない元のモンゴル人の支配下に置かれた影響もあって、上層社会ではあまり犬肉を食べなかったと考えられる。一方、庶民の間ではその慣習が続けられていたとみられ、『高麗史』⁽³⁴⁾に食用に関する記録がある。

朝鮮時代になると儒教が国の政治的理念として定着し、崇儒主義が一層広まり、「선비(知識人)」等は犬肉の食用に反感を感じることなく、「郷飲酒禮」の儀礼の料理として犬肉が使われた。「郷飲酒禮」⁽³⁵⁾の風習は古く中国の周代に行われた礼で、韓国に伝来した年代に関しては明らかでないが、文献から見ると、高麗仁宗14年（1136）に科挙制度を整備しながら、諸州の貢士を中央に送る際に郷飲酒礼を行うことを規定したという⁽³⁶⁾。そして朝鮮成宗5年（1474）『國朝五禮儀』⁽³⁷⁾の完成により、その施行が一般化した。このように朝鮮時代には儒教の崇拜が盛んになり、中国の周や春秋時代に犬が牲として食用され、孔子も犬肉を食したと言って、当時の韓国の儒者たちは犬肉を食用することに何の抵抗もなく、その中で韓国の犬食文化は続けられてきたのである。

また肉類が不足がちな庶民にとっても、犬肉は主な蛋白質供給源として愛食され、この時代には社会全般において犬肉の食用慣習が普及するようになった。朝鮮正祖19年（1795）旧暦6月18日の惠慶宮洪氏の還曆宴に黄犬を利用した「狗蒸」という料理が出された記録⁽³⁸⁾から、当時

の宮中の食膳にも犬肉が使われたことが分かる。

このような食犬文化の普及にともない、犬の飼育方法やその食用効果、調理法などに関する本も数多く書かれた。そのうち調理法を紹介した本だけをあげると、『음식디미방(閨壺是議方)』(安東張氏・1670)『산림경제(山林經濟)』(洪萬選・1715)『증보산림경제(增補山林經濟)』(柳重臨・1766)『규합총서(閨閣叢書)』(憑虛閣李氏・1809)『민천집설(民天集說)』(斗庵老人・1751～1823頃)『임원십육지(林園十六志)』(徐有渠・1827年頃)『오주연 문장전산고(五州衍文長箋散稿)』(李圭景・1850年頃)『부인필지(婦人必知)』(著者未詳・1908)『해동농서(海東農書)』(徐浩修・1799)『고사십이집(致事十二集)』(徐命膺、徐有渠・1787)等があり、犬肉の煮方、蒸方や炙り方、狗醬等の韓国独特の料理法が詳細に説明されている。

その他に犬の屠殺方法も独特であり、「개는 천천히 두드려 잡아야 맛이 난다(犬はゆっくり打ち殺したほうがおいしい)」ということわざがあるように、犬は包丁などを使わず棒で打ち殺す、と文献にも記されている⁽³⁹⁾。同じ方法が中国の一部分の地域でも使われているが、これは犬の血は有益であるので、体内に残すためであるという。中国の医書『食療本草』や『本草綱目』⁽⁴⁰⁾にも犬の食用にする時に血を抜くと薬用効果がないと記してあることから、おそらくこのような伝統的漢方医薬の影響で犬は棒で屠るようになったと考える。

用例のうち、「오늘월 개 잡듯 한다(三伏頃犬を屠る如し)」ということわざがあるが、韓国では三伏の時によく犬肉を食べる慣習がある。その起源をめぐる議論があるが、一つは中国の秦徳公の「以狗禦蠱」起源説⁽⁴¹⁾で、秦徳公二年(前676)の初伏に初めて犬を以て伏神を祭ったことから、三伏に狗醬を食べる風習になったと記している。もう一つは「伏日食湯餅」起源説であるが、中国では魏の時代に伏日に湯餅を食べて厄を祓う風習があって、これが韓国に伝わり、湯餅の代わりに「狗醬」が伏日の節食となったという。いずれにせよ、犬と伏日がそれぞれ火と金に当たるという五行説に基づき、「以熱治熱」の方法で一番暑い三伏に犬肉を食べて汗を流すことで虚を補い、万病を防ぐというのが一般的な考えで、狗醬は參鷄湯と並んで「三伏節食」の代表的な食べ物として、韓国で長い伝統を持っている。

先に述べたように、中国では古くから犬肉の食用が行われ、そのような慣習が韓国にも影響を及ぼした。ところで韓国の風習は中国のそれをそのまま受け入れて全く同じであったというわけではない。韓国における食犬文化は中国のものを受け継いだものもあれば、特有なものもある。

中国では古く祖先崇拜の宗廟祭祀に犬肉の「羹獻」⁽⁴²⁾を供える風習があり、村山知順の『釈奠・乞雨・安宅』によると、朝鮮半島咸鏡南道の新興郡では祖上祭に犬を祭物として供する⁽⁴³⁾。これに関して桂氏は、これは中国の影響を強く受けたもので、「朝鮮半島の『祖上祭』およびそれに伴う『飲福』が朝鮮半島の犬食習俗に大きな影響を与え、この習俗を促進した背景の一つになったことは間違いない」⁽⁴⁴⁾と主張した。しかし朝鮮時代の『郭居瑱編』⁽⁴⁵⁾には祭祀に犬を使わないと記しており、新興郡の場合ごく稀な例であって、ほとんどの地域で犬を不浄なものとして祭祀に供えないし、「洞祭」にも牛、豚、鶏などを使っても、犬だけは使わないという⁽⁴⁶⁾。村山氏の同書の調査統計からみても、十三道百七十の府郡のうち犬を祭物としたのは新興郡だけで

あることから、この事実が明らかであろう。このように韓国では中国と違って普通祭祀に犬を供えないのが通例であって、桂氏の主張は不適當であるように考えられる。

また中国では古く貴族の間で犬の肝や肺等の内臓は食しても、腸や腎臓は食用にされなかったが、鄭玄の解釈によると、腎臓は体に悪く、腸は犬が雑食であるため、汚いからであるという⁽⁴⁷⁾。しかし韓国では、『음식디미방 (閨壺是議方)』(1670)に「개순대 (犬腸詰め)」という腸を使った料理が紹介されている。「순대 (腸詰め)」とは今の韓国でも一般的に食べる伝統料理の一つで、牛や豚の腸にいろいろな具や材料を入れて作った食べ物である。

このように犬肉の食用は韓国の伝統的食文化に根強いものであったが、1988年のソウルオリンピック大会の際、外国の世論の非難などの影響で犬肉の食用が禁止され、犬肉の料理店が大都会から姿を消すようになった。そして一部分の地方では今も葬式や還暦、誕生日などに犬肉で客をもてなすことが最高の礼とされ、食犬の風習が残されているという⁽⁴⁸⁾。

・警備用

日 犬は門を守り武士は国を守る

中 好狗护三邻, 好汉护三村

(よき犬は近隣を守り、よい男は村を守る意で、大胆な男は皆のために尽くすことのたとえ)

护家之狗, 盗贼所恶

(家を守る犬は盗賊の憎みである意で、忠貞の士は小人に嫉妬されることのたとえ)

养猫捕鼠, 蓄犬防家

(猫を飼うのは鼠を捕るためであり、犬を飼うのは家を守るためであるとのこと)

韓 개눈에는 도둑만 보이고, 부처눈에는 부처만 보인다

(犬の目には盗人しか見えず、仏には仏しか見えない意で、誰も自分と利害関係があることに関心をもつことのたとえ)

개는 도둑을 지키고, 닭은 때를 알린다

(犬は家を守り、鶏は夜明けを教える意で、それぞれ自分の職に努めることの戒め)

犬は家畜化された当初から、野獣の接近や攻撃から人を守る警戒の役割を果たしてきた。そして財産私有制社会に入ると、番犬としての役割がさらに重要視されるようになったはずである。『周禮』秋官注疏によると、周代では田犬、吠犬、食犬に分けられ、家を守るのに使役される番犬があったことが分かるが、その前の商代にすでに犬が警戒に使われていた。甲骨文に「𠂔」(拾五、七)と「𠂔」(粹九六〇)という二つの文字が出てくるが、専門家によれば前者は犬囲いと地名を指す字で、後者は「突」であると考証され、『説文』に「突:犬从穴中暫出也」と解釈した。衛斯氏はこの「𠂔」という字は番犬が警戒している時の行動を示す字であり、犬が何かの物音に突然穴から飛び出して、咬みつくことを表しているという⁽⁴⁹⁾。

日本では、戦国時代の武士達が強大な犬を警備や狩猟に用い、後の江戸時代の大名等は警備用

として大型の番犬、すなわち「唐犬」を多数飼育し、行列などのときには先頭に唐犬の大きいものを多数牽かせ、威嚇して歩いたという⁽⁵⁰⁾。韓国では「珍島犬」という天然記念物第53号に登録された在来犬が、昔から狩猟のほかに番犬として使われた。珍島犬は勇猛で飼主に忠実であって、同じ家に部屋を借りて住む人に対しても、平素の往来は無心に見ても、主がいない時に誰かが大家に入って何か小さい物でも持って行こうとするとただちに咬みつくという⁽⁵¹⁾。

このように人々は犬の警戒心と攻撃力を利用して警備に使役したが、民間では防盜のために番犬として飼育され、ほかに軍事にも利用されることがあった。

中国の『酉陽雜俎』に大犬を軍事の監視警戒に利用した文⁽⁵²⁾があり、『史記』には軍犬や軍馬を訓練した記録⁽⁵³⁾がある。日本の『太平記』には、畑時能が二人の従者を連れて、「犬獅子」という犬の偵察と案内を頼りに敵の城に忍び入る話⁽⁵⁴⁾が記されている。また戦国時代の武将である太田資正は大変な犬好きで、北条氏康に松山城を攻められた時犬を伝令として使い、素早い後詰めによって敵を駆逐したと言う⁽⁵⁵⁾。

・その他

日 犬追物

中 无马狗牵犁

(馬がないと、犬に犁を引かせるという意で、最適なものなくて、すこし劣るものを間に合わせに使うこと)

没得狗屎、也种白菜

(犬の糞が無くても、白菜は植える意で、誰かがいなくても、やることはやれるとのたとえ)

韓 なし

「犬追物」は鎌倉時代に武士の騎射の練習のために始まったものであると言われるが、その起源については定論がない。文献としての最初の記録は『吾妻鏡』承久四年(1222)に南庭で射手四騎と犬二十匹で犬追物が行われた⁽⁵⁶⁾と記してある。犬追物にはよく白犬が用いられ、鎌倉・室町時代に武士の修練として盛んに行われたが、後に衰弱して江戸時代には島津家に伝えられ、明治十四年(1881)五月九日に島津家別邸に天皇を迎えて催されたのを最後に途絶したという⁽⁵⁷⁾。

「无马狗牵犁」や「没得狗屎、也种白菜」のことわざから見ると、犬が農耕に使役されたり、糞を肥料に使ったりしたことになる。犬耕をめぐるのは学者間で議論があるが、甲骨文の中に現れる「𠂔」(甲六一五)という文字を挙げ、これは二匹の犬が耒を引くのを表す象形文字であって、商代に犬耕が行われていたという説⁽⁵⁸⁾がある。その反論として康殷氏の「『𠂔』常為人誤視為手執耒的『𠂔』耒」⁽⁵⁹⁾という解釈を用いて、「𠂔」は犬耕の象形文字でないという主張⁽⁶⁰⁾もある。

一方、『殷墟甲骨文字通釈稿』⁽⁶¹⁾には「従二犬、従二手持、象農具。由耒作、可參、示人持農耒器具、驅犬以耕。《説文》無字。甲文用為田獵地名、距黄河不遠、始見於武丁卜辭」と解釈されている。前の異論や解釈をまとめてみると、まず議論の中心である「𠂔」が地名に用いら

れており、犬耕の動詞として使われた記述がないことと、康殷氏の解釈から、商代に犬耕が行われていたとはっきり断言できないと考える。

文字学や歴史学における犬耕の議論の一方に、中国の民間では昔から「狗耕田」の物語が伝えられている。統計によると、地方によって多少内容が異なるが、全国的におよそ二三百篇ぐらいのテキストがある⁽⁶²⁾。そのうち最も伝統的な物語の粗筋をみると、

昔、あるところに二人の兄弟が住んでいたが、二十歳頃になると、分家することになった。元々貧しい家だったので、財産としても牛一頭と黒い子犬一匹だけだった。欲張りの兄が牛を取り、弟は犬と一緒に暮らすようになったが、犬を我が子のように大事に育てたという。

そして子犬はすくすくと大きくなり、弟を手伝って田畑の耕作をするが、これが珍しく皆に不思議に思われ、弟は犬耕で人と賭けてお金を稼ぐようになった。その噂を聞いた欲張りの兄は弟から犬を借りてお金持ちになろうとしたが、失敗して怒りのあまりその犬を殺したという。…⁽⁶³⁾

物語からみても分かるように、犬耕が珍しいことであったからこそ、弟はそれでお金を稼ぐことができたわけである。つまり、「狗耕田」はあくまでも民話であり、実際には中国で犬が耕作に使役されることはなかったようである。そして「无马狗牵犁」ということわざも、おそらくこのような民話と深い関わりがあると考ええる。

三. おわりに

本論文では、主に日・中・韓のことわざに出てくる犬の役割を中心に分析を行うことによって、それぞれの国において犬がどのように利用されてきたかについて考察してみた。三国は同じ漢字文化圏に属され、昔から中国からの影響を多く受けており、相互間の交流も深く、歴史も非常に長い。このようなことは犬文化においても同様であって、日・中・韓の間では古くから犬文化をめぐっていろいろな面で交流を重ねてきた。一方、各国の社会や歴史、文化等の違いからその差異も見出されたが、犬肉の食用において最も顕著である。

それぞれの国の犬文化はことわざにも反映されているが、日本では昔から犬の食用の慣習があまり普及しておらず、その飼育も一部分のものに限られており一般的に行われていなかったため、ことわざでの用例数が少ない。その反面、昔から鷹狩が盛んに行われ、猟犬として活躍することが多かったことから、狩猟用の用例が圧倒的に多く現れる。

中国では南北朝時代に入ってから犬の肉食がしだいに衰え、「挂羊头，卖狗肉（羊頭を懸けて、狗肉を売る）」「狗肉食不得台盘（犬肉は台盤に出すことができぬ）」のように評価が下がった。客の接待などには犬肉を使わないのが普通であるが、しかし一部の地域や民族においては、まだその食用が続けられている。また狩猟や番犬としても長く利用してきたので、それぞれの役割

のことわざ用例数がほぼ同じである。

韓国では古くから鷹狩が行われ、獵犬として使役されることが多かったが、それより最も伝統的なのは犬の肉食であって、関連のことわざ用例も一番多い。しかも中国のことわざ用例からは犬肉に対するマイナス意識がうかがえる一方、韓国の場合は「개고기는 언제나 제맛이다 (犬はいつも持ち味で季節に関係なく美味しい)」「오늘월 개 잡듯한다 (三伏に犬を屠る)」「개는 천천히 두드려 잡아야 맛이 난다 (犬はゆっくり打ち殺したほうがおいしい)」のように、食用に対する積極的な意識が強調されている。

このようにことわざは文化や社会、民俗等の投影であって、そこからそれぞれの国の民族性を理解することができる。そしてこのようなことわざに表れる犬文化についての考察が、二千年余の長い交流を持つ中・日・韓三国の人々が互いに相手国に対する理解を深め、今後のさらなる交流の上で少しでも役に立てれば幸いである。

注

- (1) 加茂儀一『家畜文化史』法制大学出版社 (1973) p.114
- (2) 張居中『舞陽賈湖』河南省文物考古研究所編 (1999) p.130
- (3) 이의한「한반도 중, 서부지역의 신석기시대 생활상에 관한 지리학적 연구」(『地理学研究』2004年第38巻3号 国土地理学会 p.293～305)
- (4) 『後漢書』東夷列伝 夫余國條「以六畜名官, 有馬加、牛加、狗加, 其邑落皆主屬諸加」
- (5) 『三國志』魏書 東夷伝 夫余條「國有君王, 皆以六畜名官, 有馬加、牛加、猪加、狗加」
- (6) 出典:『史記』卷四十一 越王句踐世家第十
- (7) 『史記』卷八十七李斯列傳 第二十七
『太平御覽』卷九二六「史記曰、李斯臨刑、思牽黃犬、臂蒼鷹、出上蔡東門、不可得矣」
- (8) 「卜辭狩字作兽, 从犬, 犬用以田猎」
- (9) 『隋書』卷三帝紀第三
- (10) 鄭志剛「嘉峪關魏晉古墓磚畫中的訓鷹狩獵圖像研究」(『敦煌學輯刊』2007年第2期 蘭州大學敦煌學研究所 p.60～64)
- (11) 『日本書紀』卷十一「四十三年秋九月庚子朔。依網屯倉阿弭古捕異鳥。獻於天皇曰。臣每張網捕鳥。未曾得是鳥之類。故奇而獻之。天皇召酒君示鳥曰。是何鳥矣。酒君對言。此鳥之類多在百濟。得馴而能從人。亦捷飛之掠諸鳥。百濟俗号此鳥曰俱知。〈是今時鷹也。〉乃授酒君令養馴。未幾時而得馴。酒君則以韋縲著其足。以小鈴著其尾。居腕上、獻於天皇。是日、幸百舌鳥野而遊獵。時雌雉多起。乃放鷹令捕。忽獲數十雉。是月。甯定鷹甘部。故時人号其養鷹之處。曰鷹甘邑也。」
- (12) 『統日本紀』
養老五年 (721) 七月庚午「深禁殺生。宜其放鷹司鷹・狗。大膳職■■。諸國鷄猪。悉放本處」
神龜五年 (728) 八月甲午「比日之間。不欲養鷹。天下之人。亦宜勿養」
天平二年 (730) 九月庚辰「殺害猪・鹿。計無頭數。非直多害生命。實亦違犯章程。宜頒諸道並須禁斷」
天平寶字八年 (764) 十月乙丑「廢放鷹司、置放生司」十月甲戌「不得養鷹狗及鷄以收獵。又諸國進御贊雜完魚等類悉停」
- (13) 塚田六郎『古典と狩獵史』教育出版センター (1984) p.101～118

- (14) 直良信夫『狩獵』法政大学出版局 (1977) p.229
- (15) 『増補文獻備考』第226卷 職官考13 武職 鷹坊 高麗條を参照
『高麗史』第77卷 志第31 百官二 諸司都監各色「忠列王九年 置鷹坊都監」
『高麗史』第29卷 世家第29 忠列王2 「八年…命州郡進畋犬」
- (16) 朴映準・邊雨燦「朝鮮前期 狩獵文化에 관한 研究 - 李朝實錄을 中心으로」(『山林經濟研究』1994年第2卷第1号 韓國山林經濟学会 p.50～71)
- (17) 『全唐詩』第271卷120首「御馬新騎禁苑秋、白鷹來海東頭、漢皇無事須游獵、雪亂爭飛錦臂鞲」
- (18) 『冊府元龜』卷971 外臣部 朝貢4「十一月渤海遣其大臣味勃計來朝並獻鷹」、「二月渤海靺鞨遣使獻鷹」、「四月渤海遣其臣公伯計來獻鷹鶻」、「二十七年二月渤海王遣使獻鷹」、「四月渤海靺鞨遣使進鷹及鶻」、「三月渤海遣使獻鷹」等
- (19) 『高麗史』第29卷 世家第29 忠烈王8年(1282)「丁亥 遣將軍朴義等二十五人如元獻鷹」忠列王11年(1285)「戊申 遣將軍李暉等二十八人如元獻鷹」「秋七月 庚辰 遣將軍元卿宦者郎將崔世延如元獻鷹」忠列王31年(1305)「甲申 遣上護軍閔甫如元獻鷹」等
『世宗實錄』第38卷1429年(11年己酉年)7月癸亥日「送赴京進獻雅鶻三十連 黃鷹一十連 白鷹四連 大狗四十隻」等
- (20) 『世宗實錄』第35卷1427年(9年丁未年)2月己卯日「命圖書院摸書各色鷹子 分送于各道使之依圖捕之 以備進獻 一曰 貴松骨毛 羽翳爪俱白日黑…七曰 孤邑多遜松骨 其形色未詳」
- (21) 『世宗實錄』第38卷1427年(9年丁未年)11月癸巳日「捕捉海青捕獲褒賞之法 無職人則初職八品元有職則超三等 賤人米則五十石布貨則縣布五十匹 其中捕獲玉松骨則無職人七品 元有職者超三等 賤人米則一百石布貨則縣布一百匹…」
- (22) 『肅宗實錄』第58卷1716年(42年丙申年)12月癸丑日「日本新関白既即位差倭至東萊府告慶仍求鷹子六連 禮曹覆奏許 其賀鷹」
- (23) 塚本学『生類をめぐる政治－元祿のフォークロア－』平凡社(1983) p.149～159
- (24) 『高麗史』第124卷列伝第37 嬖幸2「公平以鷹犬得幸王使公平養鷹于宮園日必再至 公平殺民間雞狗無筭直史館秋適當候平聞苦裏有聲發視之生狗割一脚矣」
- (25) 加茂儀一『日本畜産史』法制大学出版局(1976) p.55
- (26) 桂小蘭『古代中国の犬文化－食用と祭祀を中心に』大阪大学出版会(2005) p.32
- (27) 『本草綱目』獸部 犬「狗類甚多、其用有三、田犬長喙善獵、吠犬短喙善守、食犬体肥供饌。凡本草所用、皆食犬也」「肉、黃犬為上、黑犬、白犬為次之」
- (28) 賈思勰『齊民用術』卷第九
- (29) 王利華『中古华北飲食文化的变迁』中国社会科学出版社(2001) p.115～116
- (30) 仏教が中国の肉食文化に与えた影響は具体的に道端良秀の「中国仏教と肉食禁止の問題」(『中国仏教史全集』第三卷 株式会社書苑 1985年 p.458～479)を参照
- (31) 加茂儀一(1976) p.121
- (32) 『犬ものがたり－人と犬の文化史』土浦市立博物館(1994) p.49～51
- (33) 『江戸時代料理本集成』一卷 第五 獸之部 p.9
- (34) 『高麗史』第124卷 列伝第37 嬖幸2「有金文庇者家世單微…文庇常療狗破竹刮毛而食之及得疾遍體皆癢使人以竹刮其身至死」
- (35) 『儀禮』鄉飲酒禮・第四「鄉飲酒之禮：主人就先生而謀賓、介。主人戒賓，賓拜辱；主人答拜，乃請賓。賓禮辭，許。主人再拜，賓答拜。主人退，賓拜辱。介亦如之。」
- (36) 『高麗史』第73卷 志第27 選舉一 科目一「仁宗…所貢之人將申送日行鄉飲酒禮牲用小牢以官物充」
- (37) 『國朝五禮儀』は朝鮮王朝世宗の命により、許稠等が編纂に着手し、世祖の頃姜希孟等の手を経て、

成宗 5 年 (1474) に申叔舟等により完成された礼書である。

- (38) 『園幸乙卯整理儀軌』ソウル大学 奎章閣 (1994) 下巻 p.78
- (39) 著者未詳『자원시집 (梓園詩集)』畜産篇・養狗方 (1849 ~ 1863)
- (40) 唐・孟詵『食療本草』巻中 犬「若去血則力少、不益人…比来去血食之、却不益人也。肥者血亦香美、即何要去血? 去血之後、都无效矣」
明・李時珍『本草綱目』獸部第五十卷上 狗「凡食犬不可去血、去則力少、不益人」
- (41) 『史記』巻五本紀第五「二年、初伏、以狗禦蠱」
朝鮮・洪錫謨『東国歳時記』三伏「烹狗、和葱爛蒸…秦德公二年、初作伏祠、磔狗四門、以禦蟲災、磔狗即伏日故事、而今俗因為三伏佳饌」
- (42) 『禮記』曲禮篇「凡祭宗廟之禮: 牛曰一元大武, 豕曰剛鬣, 豚曰腍肥, 羊曰柔毛, 雞曰翰音, 犬曰羹獻」
- (43) 「祭物に用ふる豚・犬は幼少から之を祖上豚・祖上犬を名付けて敬意を表して育成する」(村山知順『積奠・乞雨・安宅』朝鮮総督府 1938 年 p.374)
- (44) 桂小蘭 (2005) p.225
- (45) 著者未詳『郭居瑱編』(朝鮮英祖~正祖の間)
- (46) 『한국 문화콘텐츠 콜렉션 - 전통먹거리』狗肉条 (한국문화콘텐츠진흥원 2005 年)
- (47) 『禮記』内則・第十二「狗去腎」(鄭玄注:「皆為不利人也」); 少儀・第十七「君子不食國腍」(鄭玄注:「周禮」「國」作「豢」、謂犬豕之屬食米谷者也)
- (48) 안용근「한국의 개고기식용의 역사와 문화」(『韓國食品營養學會誌』1999 年 12 卷 4 期 p.387 ~ 396)
- (49) 衛斯「从甲骨文材料中看商代的养狗业」(『農史研究』1988 年第七輯 農業出版社 p.21 ~ 25)
- (50) 内田亨『犬-その歴史と心理』創元社 (1948) p.28 ~ 29
- (51) 李雄宰「개와 관련된 歳時風俗」(『語文論集』2003 年第 31 輯 中央語文学会 p.49 ~ 72)
- (52) 唐・段成式『酉陽雜俎』前集卷之十五「監軍亦自誇巨犬」
- (53) 『史記』巻六 本紀第六「五萬人為屯衛咸陽、令教射狗馬禽獸」
- (54) 『太平記』巻第 22
- (55) 内田亨 (1948) p.23 ~ 25
- (56) 『吾妻鏡』承久四年 二月六日「於南庭有犬追物。…犬二十疋、射手四騎也。」
- (57) 内田亨 (1948) p.13 ~ 16
- (58) 祝瑞開「马, 牛耕的兴起是什么时候?」(『人文雜誌』1980 年第 2 期 人文雜誌社 p.62)
- (59) 康殷『文字源流浅说』荣宝斋 (1979) p.237 ~ 238
- (60) 衛斯 (1988) p.21 ~ 25
- (61) 朱歧祥『殷墟甲骨文字通释稿』文史哲出版社 (1989)
- (62) 劉守華「兄弟分家与“狗耕田”——一个中国民间流行故事类型的文化解析」(『商丘師範學院學報』2001 年第 17 卷第 1 期 商丘師範學院學報編輯部 p.18 ~ 20)
- (63) 「狗耕田」(『中国民間故事集成』四川卷上 中国文联出版 1992 年 p.495 ~ 496)